

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。
 本件入札への参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(最終改正:令和4年4月1日施行)、平成24年鳥取県告示第223号(測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について(最終改正:令和6年7月1日施行))。以下「一般的事項等告示」という。)に定める事項を承知の上、応募すること。

令和7年3月25日

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 理事長 岡本 康宏

発 注 業 務	業 務 名		鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物管理型最終処分場用地調査業務委託		
	業 務 場 所		鳥取県米子市淀江町小波		
	業 務 内 容		用地調査 建物等の調査(再算定) 1式		
	履 行 期 間		令和7年6月30日まで		
	発 注 業 種		補償関係コンサルタント業務		
	業 種		補償関係コンサルタント業務(物件)		
	予 定 価 格		2,499,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)		
	発 注 機 関		公益財団法人鳥取県環境管理事業センター		
入 札 参 加 者 の 条 件	会 社 要 件	単 独 ・ 共 同 企 業 体 の 別	単独		
		本 店 所 在 地	本店の所在地が県内にあること又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)別表第5測量等業務の項の右欄に定める条件を具備していること。		
		入 札 参 加 資 格	補償関係コンサルタント業務		
		補 償 コ ン サ ル タ ン ト 登 録	-		
		常 勤 全 技 術 者 数	-		
		資 格 技 術 者 数	鳥取県測量業務等制限付一般競争入札実施要綱(平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知)別表第4に規定する発注業務に係るA級の要件を満たし、かつ、用地調査等業務共通仕様書の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。		
		同 種 業 務	-		
		同 種 業 務 実 績	-		
配 置 技 術 者 要 件	補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	主 任 担 当 者	特定資格	補償業務管理士(物件部門)又は補償業務管理者(物件部門)	
			同種業務 履行実績	-	
		照 査 技 術 者	特定資格	補償業務管理士(いずれの部門でも可)又は補償業務管理者(いずれの部門でも可)	
			同種業務 履行実績	-	
	そ の 他	配置技術者及び担当技術者は、実施要綱に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者でなければならない。			
	成 果 品 重 点 確 認 落 札 者 の 条 件	成果品重点確認落札者の条件		当該業務の入札には成果品重点確認価格(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。)第2条に規定する価格をいう。以下同じ。)を設けており、それを下回る価格での落札者は、下欄の重点配置技術者を配置しなければならない。	
重 点 配 置 技 術 者 要 件		補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	主 任 担 当 者	特定資格	補償業務管理士(物件部門)又は補償業務管理者(物件部門)
				同種業務 履行実績	-
照 査 技 術 者		特定資格	補償業務管理士(いずれの部門でも可)又は補償業務管理者(いずれの部門でも可)		
	同種業務 履行実績	-			
応 募 方 法	提出場所及び様式の交付場所	公益財団法人鳥取県環境管理事業センター	住所	鳥取県米子市明治町105番地	
	入 札 参 加 書 類	入札参加申込書(一般的事項等告示様式第1号)のうち、入札参加条件として必要な項目について記載とともに、必要な書類を添付すること。			
	提 出 書 類	入札書、入札参加書類			
	提 出 部 数	1部			
	郵 送 の 可 否	可			

入 札 手 続	入 札 方 式	持参、郵送又は信書便による送達による入札(書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること)		
	質 問 提 出 期 限	令和7年4月2日(水) 午後4時まで		
	回 答 期 限	令和7年4月4日(金) 午後5時まで		
	入 札 書 提 出 期 間	令和7年3月26日(水)から令和7年4月7日(月) 午後5時まで		
	開 札 日 時	令和7年4月8日(火) 午前9時から		
	入 札 保 証 金	開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする。		
	入札に係る留意事項	<p>1 入札書及び入札参加書類の様式は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターHP(http://www.hal.ne.jp/k-center)に掲載しているのでダウンロードして使用すること。</p> <p>2 入札書と入札参加書類は、別封にして、一緒に提出すること。</p> <p>3 入札価格がすべて予定価格を上回っているときは、再度入札を行うものとする。再度入札は2回を限度とし、第3回の開札でなお入札価格がいずれも予定価格を上回ったときは、当該入札を打ち切るものとする。</p> <p>4 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」、又は「第3回」と回数を明記し、密封して提出すること。なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。</p> <p>5 入札参加資格を有した者で、予定価格を下回る最低価格を提示した者を落札予定者とする。最低価格を提示したものが2名以上の場合は、くじ引きにより落札予定者を決定する。くじ引きは、鳥取県建設工事等電子入札執行要領第17条第1項における「電子入札のシステムを使ったくじ引き」と同様の手順で決定するので、入札書の所定の箇所に、3桁のくじ番号を記入すること。なお、入札書にくじ番号が未記入・判読困難・不明確等の場合は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター側で「000」と取り扱う。</p>		
	適用される制度	<p>1 成果品重点確認制度 (1) 成果品重点確認実施要綱第2条に規定する成果品重点確認業務となったときは、落札予定者は同要綱第8条の規定により、指定された期限内に重点配置技術者調書を提出すること。落札予定者が同調書を指定された期限内に提出しない場合、その者の入札は無効とする。</p> <p>2 低入札価格調査制度 鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱(平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知。以下「低入札価格調査要綱」という。)第2条に規定する調査基準価格を設けており、これを下回る価格で入札を行なった者(以下「低価格入札者」という。)に対して低入札価格調査を実施する。同調査に応じる意向がある者は、入札書と同時に低入札調査意向確認書(以下「意向確認書」という。)を提出すること。低価格入札者が意向確認書を提出していない場合又は意向確認書を提出し指定された期限内に低入札価格調査に係る書類を提出しない場合は、その者の入札は無効とする。</p> <p>3 成果品重点確認価格及び調査基準価格の算定は、鳥取県県土整備部測量等業務調査基準価格及び成果品重点確認価格設定要領(平成30年3月29日付第201700316046号鳥取県県土整備部長通知)によるものとする。</p>		
	支 払 条 件	単年度		
	業務関係図書の閲覧場所	公益財団法人鳥取県環境管理事業センター	住所	鳥取県米子市明治町105番地
		電話	0859-21-0438	
問い合わせ先	入 札 手 続	公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 総務課	住所 電話	鳥取県米子市明治町105番地 0859-21-0438
	入 札 手 続 以 外	公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 業務課	住所 電話	鳥取県米子市明治町105番地 0859-21-0438
備 考	<p>1 成果品重点確認実施要綱 成果品重点確認価格を下回る価格で契約した業務には、次に掲げる措置をとるものとする。 (1) 測量等業務の履行体制の確認 (2) 業務計画書の内容の聴取 (3) 業務の節目毎の照査報告 (4) 現地作業を伴う業務における履行確認の強化</p> <p>2 低入札価格調査要綱 調査基準価格を下回る価格で契約した業務には、1に加え次に掲げる措置をとるものとする。 (1) 契約保証の不免除 (2) 前金払率の低減 (3) 配置技術者の専任配置 (4) 第三者照査の義務化</p> <p>3 開札後における事後審査時において、入札執行者が提出を求めた者のみ、入札参加申込時に添付できなかった書類又は不足書類を開札日の翌日(休日を除く。)の正午までに提出するものとする。</p> <p>4 入札閲覧設計書に関する質問は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターメールにおいてのみ受け付けるものとする。(Eメール送付先:k-center@hal.ne.jp)</p> <p>5 入札閲覧設計書に関する積算条件の変更等がある場合は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターホームページ(http://www.hal.ne.jp/k-center/)に積算条件情報として回答期限までに掲示するので、入札前に確認すること。</p> <p>6 閲覧設計書は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターホームページにも掲載しているので、必要な場合はダウンロードすること。(http://www.hal.ne.jp/k-center/)</p> <p>7 調査基準価格を下回る価格で入札を行い当該入札が無効となった場合は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。</p> <p>8 開札日までに、センター理事会における令和7年度事業実施の承認が得られない場合は、開札を延期又は行わない。</p>			